

発 案 書

県議第八号

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように発案する。

令和八年七月九日

提出者 岐阜県議会議員

平 岩 正 光
田 中 勝 士
岩 井 豊 太郎
尾 藤 義 昭
村 下 貴 夫
佐 藤 武 彦
水 野 正 敏
高 殿 尚
水 野 吉 近
布 俣 正 也
伊 藤 英 生
中 川 裕 子
今 井 政 嘉
判 治 康 信
辻 井 俊 貴

岐阜県議会議長 松 岡 正 人 様

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例

第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提 案 説 明

議長、副議長及び議員に支給する旅行諸費を廃止するため、この条例を定めようとする。